

## 板橋区立東板橋公園及び徳丸ヶ原公園指定管理者評価委員会設置要綱

(令和4年6月24日区長決定)

### (目的)

第1条 板橋区立東板橋公園及び徳丸ヶ原公園（以下「東板橋公園及び徳丸ヶ原公園」という。）の管理を行う指定管理者の業務に関し、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、指定管理者制度の導入目的等に則り、適切に運営されているかをモニタリングし、客観的に評価・検証（以下「評価等」という。）を行い、その結果を東板橋公園及び徳丸ヶ原公園の管理運営に反映させていくため東板橋公園及び徳丸ヶ原公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するために必要な事項を定める。

### (組織及び委員の構成)

第2条 評価委員会は5人以内で組織し、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する。

- (1) 土木部長
- (2) 土木部みどりと公園課長
- (3) 健康生きがい部生活衛生課長
- (4) 外部委員
- (5) 外部委員

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 評価委員会の委員は、指定管理者選定委員会委員を兼ねることができる。

6 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度内において評価等が終了するまでとする。

### (委員会)

第3条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (所掌事務)

第4条 評価委員会は、次に掲げる事項について会議し、これらに関して必要と認める事項を区長に報告する。

- (1) 指定管理者が行う管理業務に対する評価等に関する事項
- (2) 指定管理者が行う管理業務に対する改善点に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の評価等に関して必要と認める事項

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、土木部みどりと公園課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。